

三重県水防計画

令和 6 年度変更案

三重県水防計画 令和6年度変更案

令和6年度三重県水防計画の変更は、令和6年度調査による組織人員などの時点修正を行うとともに、適切な水防情報を提供するため、水位周知河川1河川の設定水位及び指定区域を変更します。

1 組織人員数などの修正

水防支部職員（各建設事務所）、水防管理団体職員（各市町）、消防団員の組織人員、重要水防区域、危機管理型水位計、水防倉庫内備蓄資材数などは、令和6年4月に入ってから各関係機関に調査し、その結果を受けて変更します。

2 水位周知河川の設定水位及び指定区域の変更

県管理の水位周知河川1河川について、設定水位及び指定区域を変更します。（水防警報にかかる設定水位及び水防警報を発する区域も同様に変更します。）P2～P7

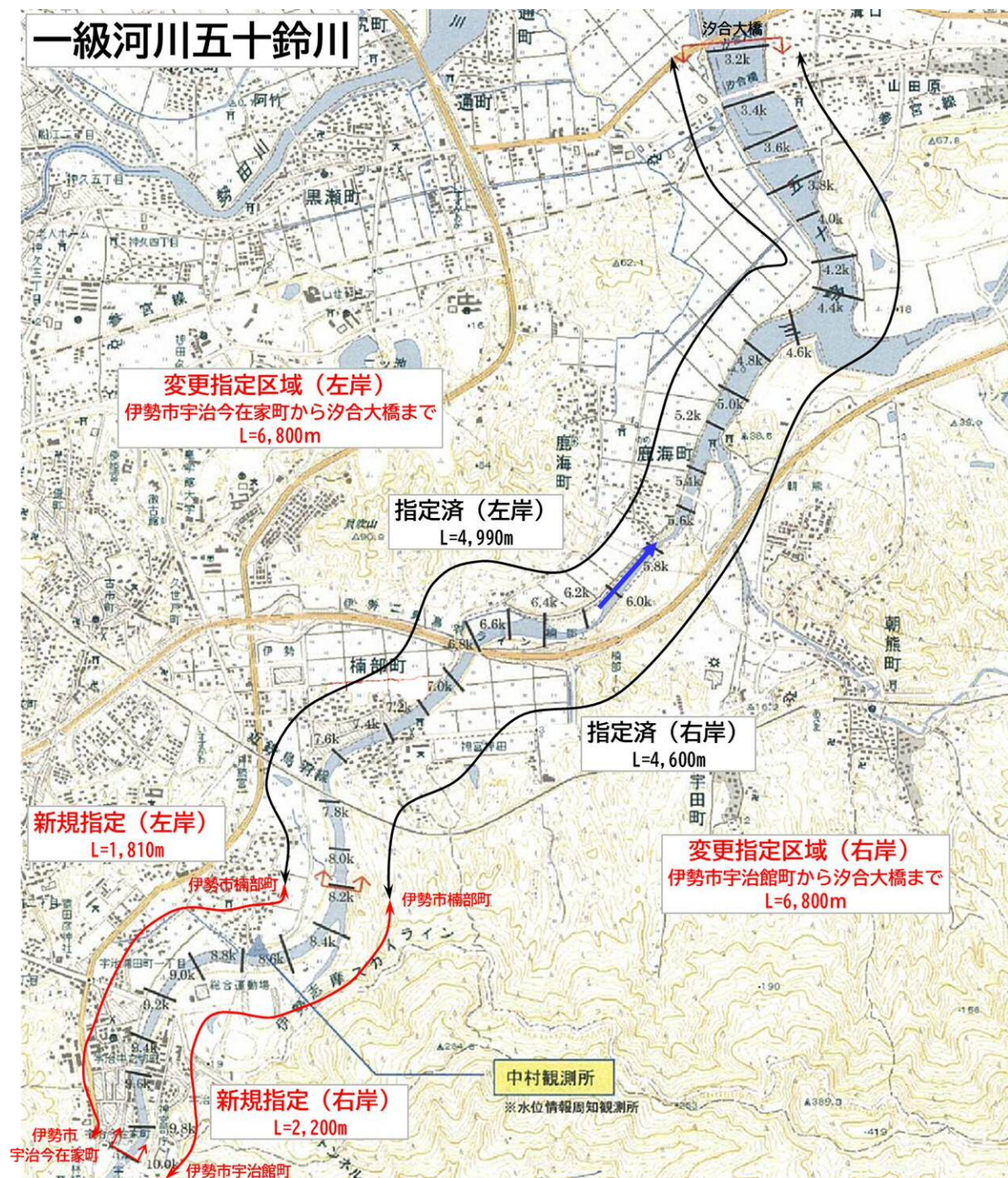
○水位周知河川（水防警報河川）と設定水位

河川名	観測所名	旧・新	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
五十鈴川	中村	旧	1.50	2.00	2.00	2.70
	中村	新	1.50	1.90	1.90	2.70

○水位周知河川（水防警報河川）と指定区域

河川名	左岸・右岸	旧・新	区 域	延長(m)
五十鈴川	左岸	旧	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,990
		新	伊勢市宇治今在家町から汐合大橋まで	6,800
	右岸	旧	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,600
		新	伊勢市宇治館町から汐合大橋まで	6,800

水位周知河川（水防警報河川）変更指定区域位置図



2. 知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知（法13条）

(1) 水位周知河川の指定区域及び担当水防管理団体

番号	河川名	左右岸の別	区域	延長 (メートル)	建設事務所名	担当水防管理団体	
						指定有無	団体名
26	宮川	左	度会郡度会町坂井 から度会郡玉城町岩出まで	14,200	伊勢	有 無 無	伊勢市 勢城会
		右	度会郡度会町麻加江 から伊勢市佐八町まで	14,200			
27	大内山川	左	度会郡大紀町大内山 から滝原ダムまで	23,000	伊勢	無	大紀町
		右	度会郡大紀町大内山 から滝原ダムまで	23,000			
28	五十鈴川	左	伊勢市宇治今在家町 から汐合大橋まで	6,800	伊勢	有	伊勢市
		右	伊勢市宇治館町 から汐合大橋まで	6,800			
29	加茂川	左	鳥羽市松尾町 から河口まで	7,200	志摩	無	鳥羽市
		右	鳥羽市松尾町 から河口まで	7,200			
30	柘植川	左	伊賀市円徳院河合川合流点 から服部川合流点まで	5,500	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市円徳院河合川合流点 から服部川合流点まで	5,500			
31	服部川	左	伊賀市荒木寺田橋 から長田合流点まで	5,600	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市荒木寺田橋 から長田合流点まで	5,600			
32	木津川	左	伊賀市比土 から伊賀市大内字川原まで	9,600	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市比土 から伊賀市守田まで	9,600			
33	赤羽川	左	北牟婁郡紀北町十須 から河口まで	8,000	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町十須 から河口まで	9,600			
34	船津川	左	北牟婁郡紀北町河内 から河口まで	7,600	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町河内 から河口まで	7,600			
35	銚子川	左	北牟婁郡紀北町大字木津 から河口まで	5,400	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町大字木津 から河口まで	5,400			
36	産田川	左	熊野市有馬町 から志原川合流点まで	4,800	熊野	有	熊野市 御浜町
		右	熊野市有馬町 から志原川合流点まで	4,800		無	
37	板屋川	左	熊野市紀和町入鹿大字小栗須 から北山川合流点河口まで	3,500	熊野	有	熊野市
		右	熊野市紀和町入鹿大字小栗須 から北山川合流点河口まで	3,500			
38	熊野川	左	南牟婁郡紀宝町浅里 から同町北檜杖まで	11,400	熊野	有	紀宝町
		右	和歌山県				

(2) 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知

上段()はT P

河川名	水位観測所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	市町参考水位(旧氾濫危険水位)	発表担当者	受報担当者	摘要	連絡方法
愛宕川	宮町	(1.110) 1.11	(1.560) 1.56	(1.560) 1.56	(2.030) 2.04	(2.970) 2.98	松阪建設事務所	松阪市長		加入電話
名古屋川	大津橋 名古屋橋	(2.131) 0.73	(2.951) 1.55	(2.951) 1.55	(3.071) 1.67	(3.371) 1.97	松阪建設事務所	松阪市長		加入電話
笹笛川	行部	(0.930) 1.46	(1.470) 2.00	(1.470) 2.00	(1.620) 2.15	(2.350) 2.88	松阪建設事務所	明和町長		加入電話
大堀川	大堀川橋 新橋	(0.990) 2.40	(1.090) 2.50	(1.090) 2.50	(1.700) 3.11	(2.260) 3.67	松阪建設事務所	明和町市長 伊勢市長 伊勢建設事務所 伊勢建設事務所	伊勢建設事務所 伊勢建設事務所	加入電話
外城田川	西豊浜	(2.483) 2.63	(3.043) 3.19	(3.043) 3.19	(3.413) 3.56	(3.743) 3.89	伊勢建設事務所	伊勢市長		加入電話
宮川	鮎川	(17.070) 9.85	(18.200) 10.98	(19.710) 12.49	(20.870) 13.65	(22.030) 14.81	伊勢建設事務所	伊勢市長 伊勢市長 伊勢市長 伊勢市長		加入電話
大内山川	細野	(167.399) 2.90	(167.899) 3.40	(167.899) 3.40	(167.899) 3.40	(169.159) 4.66	伊勢建設事務所	大紀町長		加入電話
五十鈴川	中村	(6.770) 1.50	(7.170) 1.90	(7.170) 1.90	(7.970) 2.70	(8.770) 3.50	伊勢建設事務所	伊勢市長		加入電話
加茂川	岩倉	(2.710) 1.80	(3.010) 2.10	(3.140) 2.23	(3.880) 2.97	(4.620) 3.71	志摩建設事務所	鳥羽市長		加入電話
柘植川	佐那具	(142.397) 2.20	(143.897) 3.70	(143.897) 3.70	(144.397) 4.20	(145.397) 5.20	伊賀建設事務所	伊賀市長		加入電話
服部川	荒木	(151.550) 1.00	(152.350) 1.80	(152.350) 1.80	(152.550) 2.00	(153.240) 2.69	伊賀建設事務所	伊賀市長		加入電話
木津川	比土	(163.800) 2.00	(164.990) 3.19	(164.990) 3.19	(165.480) 3.68	(165.970) 4.17	伊賀建設事務所	伊賀市長		加入電話
赤羽川	出垣内	(5.280) 3.50	(5.780) 4.00	(5.780) 4.00	(6.100) 4.32	(7.410) 5.63	尾鷲建設事務所	紀北町長		加入電話
船津川	前柱	(2.000) 2.00	(2.500) 2.50	(2.500) 2.50	(2.830) 2.83	(3.840) 3.84	尾鷲建設事務所	紀北町長		加入電話
銚子川	便ノ山	(6.940) 3.00	(7.940) 4.00	(7.940) 4.00	(8.240) 4.30	(10.940) 7.00	尾鷲建設事務所	紀北町長		加入電話
産田川	大前池	(2.360) 1.03	(3.180) 1.85	(3.500) 2.17	(3.950) 2.62	(4.400) 3.07	熊野建設事務所	熊野市長 熊野市長		加入電話
板屋川	所山	(52.400) 2.00	(53.100) 2.70	(53.400) 3.00	(53.900) 3.50	(54.100) 3.70	熊野建設事務所	熊野市長		加入電話
熊野川	浅里	(15.860) 8.90	(18.860) 11.90	(20.660) 13.70	(21.660) 14.70	(22.690) 15.73	熊野建設事務所	紀宝町長		加入電話

(3) 水位情報(河川)の発表

(イ) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報は、水防支部長がこれを発信するものとする。

(ロ) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の発信については、水防警報の発表・報告と同様の手段により関係者に通知するとともに水防管理者等にホットラインを実施するなど、特に付近住民に対する避難の目安となるよう周知に努めなければならない。

(ハ) 通報は第5章第1節第1項の通信連絡系統によって行うものとする。

(ニ) 市町参考水位(旧氾濫危険水位)については参考記載とし、水位情報の発表は行わないものとする。

3. 知事の発する水防警報（法16条）

(1) 三重県知事が水防警報を発する河川及び海岸の区域は、次のとおりである。

- (イ) 水防警報は、水防支部長がこれを発表、又は解除するものとする。但し、水防本部長の指示に基づき、水防支部長が発表する場合もある。
- (ロ) 水防支部長は水防警報を発表又は解除した場合は、これを直ちに水防本部長に報告するものとする。
- (ハ) 通報は第5章第1節第1項の通信連絡系統によって行うものとする。

(一) 知事が水防警報を発する河川及び区域

番号	河川名	左右岸の別	区域	延長(m)	建設事務所名	担当水防管理団体	
						指定有無	団体名
26	宮川	左	度会郡度会町坂井から度会郡玉城町岩出まで	14,200	伊勢	有無	伊勢市 玉城会
		右	度会郡度会町麻加江から伊勢市佐八町まで	14,200			
27	大内山川	左	度会郡大紀町大内山から滝原ダムまで	23,000	伊勢	無	大紀町
		右	度会郡大紀町大内山から滝原ダムまで	23,000			
28	五十鈴川	左	伊勢市宇治今在家町から汐合大橋まで	6,800	伊勢	有	伊勢市
		右	伊勢市宇治館町から汐合大橋まで	6,800			
29	加茂川	左	鳥羽市松尾町から河口まで	7,200	志摩	無	鳥羽市
		右	鳥羽市松尾町から河口まで	7,200			
30	柘植川	左	伊賀市円徳院河合川合流点から服部川合流点まで	5,500	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市円徳院河合川合流点から服部川合流点まで	5,500			
31	服部川	左	伊賀市荒木寺田橋から長田合流点まで	5,600	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市荒木寺田橋から長田合流点まで	5,600			
32	木津川	左	伊賀市比土から伊賀市大内字川原まで	9,600	伊賀	有	伊賀市
		右	伊賀市比土から伊賀市守田まで	9,600			
33	赤羽川	左	北牟婁郡紀北町十須から河口まで	8,000	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町十須から河口まで	9,600			
34	船津川	左	北牟婁郡紀北町河内から河口まで	7,600	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町河内から河口まで	7,600			
35	銚子川	左	北牟婁郡紀北町大字木津から河口まで	5,400	尾鷲	有	紀北町
		右	北牟婁郡紀北町大字木津から河口まで	5,400			
36	産田川	左	熊野市有馬町から志原川合流点まで	4,800	熊野	有無	熊野市 御浜町
		右	熊野市有馬町から志原川合流点まで	4,800			
37	板屋川	左	熊野市紀和町入鹿大字小栗須から北山川合流点河口まで	3,500	熊野	有	熊野市
		右	熊野市紀和町入鹿大字小栗須から北山川合流点河口まで	3,500			
38	熊野川	左	南牟婁郡紀宝町浅里から同町北檜枝まで	11,400	熊野	有	紀宝町
		右	和歌山県				

(2) 河川の水防警報発表の対象とする水位観測所及び発表担当者

上段 () は T P

河川名	水位観測所名	水防団待機 (通報) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位	市町参考水位 (旧氾濫危険水位)	発表 担当者	受報 担当者	摘 要	連絡 方法
大堀川	大堀川橋	(0.990) 2.40	(1.090) 2.50	(1.090) 2.50	(1.700) 3.11	(2.260) 3.67	松阪建設 事務所	明和町長 伊勢市長	伊勢建設 事務所	加入 電話
外城田川	西豊浜	(2.483) 2.63	(3.043) 3.19	(3.043) 3.19	(3.413) 3.56	(3.743) 3.89	伊勢建設 事務所	伊勢市長		加入 電話
宮川	鮎川	(17.070) 9.85	(18.200) 10.98	(19.710) 12.49	(20.870) 13.65	(22.030) 14.81	伊勢建設 事務所	伊勢市長 伊玉町長		加入 電話
大内山川	細野	(167.399) 2.90	(167.899) 3.40	(167.899) 3.40	(167.899) 3.40	(169.159) 4.66	伊勢建設 事務所	大紀町長		加入 電話
五十鈴川	中村	(6.770) 1.50	(7.170) 1.90	(7.170) 1.90	(7.970) 2.70	(8.770) 3.50	伊勢建設 事務所	伊勢市長		加入 電話
加茂川	岩倉	(2.710) 1.80	(3.010) 2.10	(3.140) 2.23	(3.880) 2.97	(4.620) 3.71	志摩建設 事務所	鳥羽市長		加入 電話
柘植川	佐那具	(142.397) 2.20	(143.897) 3.70	(143.897) 3.70	(144.397) 4.20	(145.397) 5.20	伊賀建設 事務所	伊賀市長		加入 電話
服部川	荒木	(151.550) 1.00	(152.350) 1.80	(152.350) 1.80	(152.550) 2.00	(153.240) 2.69	伊賀建設 事務所	伊賀市長		加入 電話
木津川	比土	(163.800) 2.00	(164.990) 3.19	(164.990) 3.19	(165.480) 3.68	(165.970) 4.17	伊賀建設 事務所	伊賀市長		加入 電話
赤羽川	出垣内	(5.280) 3.50	(5.780) 4.00	(5.780) 4.00	(6.100) 4.32	(7.410) 5.63	尾鷲建設 事務所	紀北町長		加入 電話
船津川	前柱	(2.000) 2.00	(2.500) 2.50	(2.500) 2.50	(2.830) 2.83	(3.840) 3.84	尾鷲建設 事務所	紀北町長		加入 電話
銚子川	便ノ山	(6.940) 3.00	(7.940) 4.00	(7.940) 4.00	(8.240) 4.30	(10.940) 7.00	尾鷲建設 事務所	紀北町長		加入 電話
産田川	大前池	(2.360) 1.03	(3.180) 1.85	(3.500) 2.17	(3.950) 2.62	(4.400) 3.07	熊野建設 事務所	熊野市長 熊御浜町長		加入 電話
板屋川	所山	(52.400) 2.00	(53.100) 2.70	(53.400) 3.00	(53.900) 3.50	(54.100) 3.70	熊野建設 事務所	熊野市長		加入 電話
熊野川	浅里	(8.900) 8.90	(11.900) 11.90	(13.700) 13.70	(14.700) 14.70	(15.730) 15.73	熊野建設 事務所	紀宝町長		加入 電話

(3) 河川の水防警報発表の基準は次のとおりとする。

- (イ) 水防警報発表の対象とする河川の水位観測所の水位（流量）が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、又は達し、なお増水のおそれがある場合。
(ロ) 多量の降雨又は、甚だしい高潮が予想され、河川海岸の危険が憂慮されるとき。
(ハ) その他特に緊急と認められる場合。
(ニ) 解除の基準は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったときとする。
(ホ) 市町参考水位（旧氾濫危険水位）については参考記載とし、水防警報発表基準の対象外とする。

警報の種類・内容及び発表基準【河川】

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出動等に関するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、または達し、なお増水の恐れがある場合
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの。	適宜
氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位情報	市町長が発令する避難指示の発令判断の目安とするもの。	水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合

水位観測所

1. 指定水位観測所

上段は () T P

番号	河川名	附堤防高 (m)	観測所名	水位 (m)				所在地			量水標取扱人	電話番号	電報符号	種類	受報建設所名		
				平水位	水防団待機 (通報) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位	郡	市						町	大字
35	五十鈴川	(8.920) 3.65	中村		(6.770) 1.50	(7.170) 1.90	(7.170) 1.90	(7.970) 2.70	伊勢	中村		伊勢市勢田町	伊勢建設事務所 伊勢市勢田町	0596 (27)5207	ナキ	テレメーター	伊勢
36	加茂川	(5.510) 4.60	岩倉	(1.110) 0.20	(2.710) 1.80	(3.010) 2.10	(3.140) 2.23	(3.880) 2.97	鳥羽	岩倉		志摩市岩倉町	志摩建設事務所 志摩市岩倉町	0599 (43)5125		テレメーター	志摩
37	野川	(4.300) 3.84	恵利原	(0.900) 0.44	(2.400) 1.94	(2.700) 2.24			志摩	磯部	恵利原	志摩市阿児町	志摩建設事務所 志摩市阿児町	0599 (43)5125	エウ	テレメーター	志摩
38	柘植川	(144.047) 3.85	佐那具	(140.697) 0.50	(142.397) 2.20	(143.897) 3.70	(143.897) 3.70	(144.397) 4.20	伊賀	佐那具		伊賀市四十九町	伊賀建設事務所 伊賀市四十九町	0595 (24)8210	サス	テレメーター	伊賀
39	服部川	(154.050) 3.50	荒木	(151.050) 0.50	(151.550) 1.00	(152.350) 1.80	(152.350) 1.80	(152.550) 2.00	伊賀	荒木		伊賀市四十九町	伊賀建設事務所 伊賀市四十九町	0595 (24)8210		テレメーター	伊賀
40	木津川	(168.420) 6.62	比土	(162.770) 0.97	(163.800) 2.00	(164.990) 3.19	(164.990) 3.19	(165.480) 3.68	伊賀	比土		伊賀市四十九町	伊賀建設事務所 伊賀市四十九町	0595 (24)8210	ナサ	テレメーター	伊賀
41	木津川	(186.840) 2.88	阿保	(184.080) 0.12	(185.760) 1.80	(186.260) 2.30			伊賀	阿保		伊賀市四十九町	伊賀建設事務所 伊賀市四十九町	0595 (24)8210	ナサ	テレメーター	伊賀
42	赤羽川	(9.180) 7.40	出垣内	(2.380) 0.60	(5.280) 3.50	(5.780) 4.00	(5.780) 4.00	(6.100) 4.32	北牟婁	紀北	出垣内	尾鷲市坂場西町	尾鷲建設事務所 尾鷲市坂場西町	0597 (23)3539	アサ	テレメーター	尾鷲
43	船津川	(4.400) 4.40	前柱	(0.100) 0.10	(2.000) 2.00	(2.500) 2.50	(2.500) 2.50	(2.830) 2.83	北牟婁	紀北	船津	尾鷲市坂場西町	尾鷲建設事務所 尾鷲市坂場西町	0597 (23)3527		テレメーター	尾鷲
44	銚子川	(11.340) 7.40	便ノ山	(4.440) 0.50	(6.940) 3.00	(7.940) 4.00	(7.940) 4.00	(8.240) 4.30	北牟婁	紀北	便ノ山	尾鷲市坂場西町	尾鷲建設事務所 尾鷲市坂場西町	0597 (23)3539	アサ	テレメーター	尾鷲
45	中川	(5.230) 5.14	中川	(0.490) 0.40	(3.390) 3.30	(4.390) 4.30			尾鷲		中井浦	尾鷲市坂場西町	尾鷲建設事務所 尾鷲市坂場西町	0597 (23)3539	アサ	テレメーター	尾鷲
46	井戸川	(5.700) 4.50	井戸	(2.200) 1.00	(4.400) 3.20	(4.900) 3.70			熊野	井戸	馬留	熊野市井戸町	熊野建設事務所 熊野市井戸町	0597 (89)6147		テレメーター	熊野
47	産田川	(6.030) 4.70	大前池	(1.730) 0.40	(2.360) 1.03	(3.180) 1.85	(3.500) 2.17	(3.950) 2.62	熊野	有馬	久生屋	熊野市井戸町	熊野建設事務所 熊野市井戸町	0597 (89)6147		テレメーター	熊野
48	板屋川	(56.500) 6.10	所山	(50.400) 0.00	(52.400) 2.00	(53.100) 2.70	(53.400) 3.00	(53.900) 3.50	熊野	紀和	所山	熊野市井戸町	熊野建設事務所 熊野市井戸町	0597 (89)6147		テレメーター	熊野
49	熊野川	(35.350) 28.39	浅里	(8.670) 1.71	(15.860) 8.90	(18.860) 11.90	(20.660) 13.70	(21.660) 14.70	南牟婁	紀宝	浅里	熊野市井戸町	熊野建設事務所 熊野市井戸町	0597 (89)6147		テレメーター	熊野